

事業名： いわき市役所本庁舎耐震改修事業 設計・施工一括発注に係る公募型プロポーザル
参加申込み等に関する質問への回答

No.	質問事項	回 答
1	実施要領 P 3	貴見のとおりです。
	「2事業の概要(3)提案上限金額に今後の物価上昇分等の費用は含まれていない」とありますが、公共工事標準請負契約約款第25条のスライド条項に則りすべて対応して頂けるという理解でよろしいでしょうか。	
2	実施要領 P 3	業務別の提案上限額の考え方は次のとおりです。
	「2事業の概要(3)提案上限額(イ)業務別の提案上限額(ウ)施工業務(費)」に関して、ア本庁舎の耐震改修工事、イ浸水対策改修工事、ウ防災機能向上改修工事、エ老朽化改修工事の各内訳はありますか。又は、それぞれの割合(%)を示して頂けませんか。	<ul style="list-style-type: none"> ○耐震改修に要する経費 25億3,170万円 ○浸水対策に要する経費 16億2,330万円 ○防災機能向上対策に要する経費 4億1,350万円 ○老朽化対策に要する経費 13億8,330万円 ※基本設計・実施設計・工事費の総額
3	実施要領 P 6 様式第 3-1 号 様式第 3-2 号	宿泊施設、研究施設、病院、学校は「事務所、庁舎等」と用途が異なるため実績として記載出来ません。 なお、平成21年国土交通省告示第15号別添二第四号の「業務施設」や警察署、消防署、郵便局、その他これらを含む複合用途建築物が該当となります。ただし、複合用途建築物は、「事務所、庁舎等」に係る部分の延床面積が実施要領4(3)ア②及び4(3)イ③に定める延床面積以上の場合に限ります。
	実施要領 4(3)ア②及び4(3)イ③に平成12年4月1日以降の日本国内における「事務所、庁舎等」の実績とありますが、宿泊施設、研究施設、病院、学校は実績として記載可能でしょうか。	
4	実施要領 P 9 様式第 2-1 号	貴見のとおりです。 なお、様式第 2-1 号、2-2 号において記載内容が多く1枚では書ききれない場合を考慮し、2枚以内(記載できる件数は2件まで)としているものです。
	5(1)イ②で f については各々1名につき各2枚以内とありますが、書式第 2-1 号では1名につき2件までしか記載できないことから、1枚しか記載できません。書式第 2-1 号を正とし、1枚のみの提出でよろしいでしょうか。	

5	実施要領 P 10	<p>一次審査に参加申込をした者で、資料の貸出等を早期に希望する者については、一次審査参加申込期限の11月16日(月)に資料を貸出すこととします。</p> <p>なお、貸出方法については別途ホームページに掲載します。</p>
	<p>「6 二次審査に係る事務手続き等(1)資料の貸出等」に関して二次審査提出までの期間が非常に短いため資料の貸出を早めて頂けないでしょうか。特に「番号1 設計図書」「番号5 地質調査報告書」「地震波」は工法検討への影響が大きいいため極力早くお見せ頂きたいと思えます。</p>	
6	実施要領 P 17	<p>貴見のとおりです。</p>
	<p>「14 その他(11)採用案の提案概要については必要に応じて公表する場合があります」に関して、提案には高度な技術内容が含まれる為、公開範囲については協議の上、合意の範囲内で公開とする事は可能ですか。</p>	
7	要求水準書 P 7	<p>貴見のとおりです。</p>
	<p>「2 施工条件(5)本庁舎外部の使用制限④仮設庁舎が必要な場合、外部の歩行者動線は、降雪対策を行う事」に関して同仮設庁舎とは6頁、2 施工条件(2)工事対象範囲の執務等の機能維持・敷地内仮設建物を移設スペースとして想定しているとの記述の「移設スペース」のことを指しますか。</p>	
8	要求水準書 P 9	<p>実施要領 P10 6 二次審査に係る事務手続き等(1)資料の貸出等に準じます。</p>
	<p>「3 耐震性の目標値(3)免震改修による場合①と③の地震波形は電子データとして提供するものを用いる」とありますが、データの受領時期はいつのご予定でしょうか。</p>	
9	審査基準書 P 8	<p>②技術提案の採点基準「一次審査のコンセプト」とは、審査基準書 P 3 3(2)イ 本プロポーザル参加にあたってのコンセプトのことであり、一次審査における②技術提案の採点基準は、当該コンセプトの評価にのみ適用します。</p> <p>また、評価点については、一次審査 50 点、二次審査 400 点、提案金額 50 点の合計 500 点満点となりま</p>
	<p>②技術提案の採点基準で「一次審査のコンセプト」とありますが、「一次審査の評価点」と解釈し、一次審査 50 点、二次審査 400 点、提案金額 50 点の合計 500 点満点と考えてもよろしいでしょうか。</p>	

		すが、一次審査の場合、実績面積等により配点に一定数値を乗じることから、全てが最高の評価を得た場合は502.2点となります。
10	<p>様式第1-3号第8条</p> <p>設計業務を行う者と施工業務を行う者による共同企業体による参加の場合で、かつ、構成員のうち設計業務を行う者が本業務の基本設計及び実施設計一切を行う場合、様式第1-3号第8条の（構成員の出資割合等）は割合ではなく分担業務名の記載でよろしいでしょうか。</p>	<p>実施要領 P5 4(3)で、企業体代表者は出資割合を最大とすることを参加資格要件としているため、分担業務名ではなく、各構成員の出資割合を記載してください。</p>
11	<p>様式第1-2号他</p> <p>構成員の代表者は、いわき市入札参加有資格者名簿において、社長から委任を受けた支店長名の記載及び押印でもよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
12	<p>様式第2-1号</p> <p>実績として記載できる業務は、平成12年4月1日以後に「実施設計を完了」したものと解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
13	<p>様式第2-1号</p> <p>3か月以上の雇用関係を証する書類の写しとは、具体的にどのような書類を添付すればよろしいでしょうか。</p>	<p>次のいずれかの書類の写しとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監理技術者資格者証 ・ 健康保険被保険者証 ・ 雇用保険事業者別被保険者台帳照会 <p>また、次のいずれかの書類の写しにより恒常的な雇用関係が確認できる場合も可とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家資格者等及び管理技術者一覧表（建設業許可の添付書類） ・ 技術職員調書（経営事項審査の確認書類） ・ 給与所得等に係る市民税、県民税特別徴収税額の決定、変更通知書（特別徴収義務者用） ・ 厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 <p>なお、上記以外でも証明できる書類があれば可とします。</p>

14	様式第 2-1 号	<p>本耐震改修工法は、基本的には基本構想記載のとおり免震工法が最適と考えていますが、本プロポーザルは、建設会社の持つ優れた技術と施工方法等についての創意工夫を最大限活用を図ることを目的としていることから、「最も適した工法」とは、実施要領や要求水準書等を勘案し、各社が考え得る最も適した提案工法のことであり、基礎免震や柱頭免震工法に限定するものではありません。</p> <p>また、建物用途、延床面積などの規定については、単体及び企業体代表者の場合、実施要領 P 6 4(3)ア④で、構成員として設計業務を行う者の場合は、実施要領書 P 7 4(3)イ④に配置する技術者の要件を定めています。</p> <p>なお、様式第 4-3 号のコンセプトと様式第 7-1 号をはじめとする各技術提案の内容の相違については、実施要領 P 9 5(1)ア※ 2 のとおりです。</p>
	<p>類似実績の注釈で、（今回いわき市役所本庁舎耐震改修事業に最も適した工法）とありますが、「最も適した工法」とは、各社提案の工法を示すものでしょうか。それとも基本構想に記載の基礎免震または柱頭免震工法を示すものでしょうか。また、建物用途と延床面積などの規定はございませんでしょうか。</p>	

※ 様式の訂正

様式第 4-1 号及び第 4-2 号について、次のとおり訂正します。

訂正前			訂正後		
契約履行 実績	3 耐震改修工事概要		(平面図、		(平面図、
	(1)工期	平成	(1)工期	平成	
	(2)主な仮設計 等		(2)主な 仮設計画 等		
	(3)その他特筆 すべき事項		(3)その他特筆 すべき事項		
【1件目】			【1件目】		